

3 建住第 716 号  
令和 4 年（2022 年）2 月 9 日

関係団体の長 様

建設部長

長野県住生活基本計画の変更について（送付）

県の住宅行政の推進について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）の規定により定める標記の計画について、別添のとおり変更しました。

今後は、本計画に基づき住宅施策を推進してまいりますので、一層の御協力をお願いいたします。

なお、本計画は今回の変更において、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 4 条に基づく長野県高齢者居住安定確保計画及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 5 条に基づく長野県賃貸住宅供給促進計画を内包するものとしています。

建設部建築住宅課建築企画係 （課長）小林 弘幸 （担当）泉 尚武 T E L 026-235-7339（直通） F A X 026-235-7479 e-mail kenchiku@pref.nagano.lg.jp
---